

形容句の使用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本調査業協会(以下「本協会」という。)定款第34条第2項及び会務執行規則第22条に基づき、形容句の使用について必要な規制を定めることにより、その適正な運用を図り、もって一般消費者の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における形容句とは、「内閣総理大臣認可」のことをいう。

2 形容句の使用は、下記のとおり3種類とする。ただし、略称として、「一般社団法人」は、「(一社)」と表記することができる。

(1) 内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会正会員(会員)

(2) 内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会会員

(3) 内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会正会員〇〇支部

3 賛助会員の形容句使用は、下記のとおりとする。

(1) 内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業会賛助会員

* 賛助会員に入会している会員が直に本協会の賛助会員である形容句を表記することはできない。

(使用)

第3条 前条第2項各号を使用する場合は、次の各号の定めに留意しなければならない。

(1) 形容句の配置は、本協会名称より常に上位にあること

(2) 形容句の前後に文章、数字記号、図画、写真、イラスト、ロゴマーク等を用いないこと

(3) 形容句を分割したり、語句の途中で、「 」(空白)、「・」「、」「:」などの記号や句読点を挿入しないこと

(4) 形容句と関連付けて、「警察庁」、「行政官庁の名称」、「公認」、「許可」等といった文言その他、消費者に誤解を与える表現を用いないこと

2 形容句として使用できない例については、別に例示する。

(責務)

第4条 形容句を使用するときは、本規程及び、「正会員及び賛助会員の名称使用等に関する規程」並びに「倫理綱領」・「自主規制」のほか、「探偵業の業務の適正化に関する法律」等諸法令の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 支部は、本規程が適正に運用されるよう、当該使用者に対し、本協会と連携して適切な措置をとらなければならない。

(申請)

第5条 形容句を使用しようとする者は、本協会に対し、「形容句等使用目的申請書」（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、本規程第3条に基づいた見本を添付しなければならない。

(管理)

第6条 前条第2項の申請書を受理した本協会は、次年度以降における管理のため、申請内容及び当該レイアウトを的確に把握し、広報・広告適正委員会と連携して指導を行うものとする。

(有効期間)

第7条 第5条により交付を受けた申請書の有効期間は、申請月（15日までに申請のあったもの。）の翌月から1年間とする。

2 前項の申請書に関し2年目以降に使用しないときは、期間満了の1ヶ月前までに「形容句等使用取下げ申請書」（様式第3号）の提出をもって使用を取り下げたものとみなす。ただし、当該申請がなかった場合は継続して使用するものとみなす。

(罰則)

第8条 形容句を使用する者が本規程に違反したときは、所管委員会で審議し、本協会会長の承諾を得て、支部長に指示することができる。

2 前項に規定するほか、「正会員及び賛助会員の名称使用等に関する規程」に準ずる。

附 則

1	平成26年04月01日 施行	H26年03月06日 (一社) 設立総会承諾
2	平成27年06月19日 改正	第1回定例理事会承認
3	平成29年03月23日 改定	平成29年03月23日 第4回理事会承認 平成29年04月01日施行
4	平成29年05月19日 改定	平成29年05月19日 第1回理事会承認

【別例】第3条第2項に基づく使用できない例示

(1) 書体が異なるもの

内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会 **正会員**
(ゴシック体) (明朝体)

(2) 文字の大きさが異なるもの

内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会 **正会員**

(3) 色が異なるもの

内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会 **正会員**

(4) 記号や空白などが挿入されているもの

内閣総理大臣認可・一般社団法人日本調査業協会 **正会員**

(5) 順序が逆であるもの

一般社団法人日本調査業協会 **正会員**内閣総理大臣認可

(6) 形容句の前後にロゴマークや登録番号などがあるもの



内閣総理大臣認可一般社団法人日本調査業協会 **正会員** (登録第 1234 号)

(7) 消費者に誤解を与える使い方

内閣総理大臣認可 株式会社 ○○リサーチ

【別例】第3条第2項に基づく例示

【正会員：名刺作成例】

内閣総理大臣認可 (一社) 日本調査業協会 <u>正会員</u> (登録第 0000 号) ○○○○○ 支 部 (株)○○○ 調 査 事 務 所 代表取締役 日 本 太 郎 〒000-000 ○○県○○市1-2-3 電 話 00-0000-0000 F A X 00-0000-0000
--

下記の名刺作成使用不可

【単位協会三役：名刺作成例】 (会長・副会長・専務理事)

内閣総理大臣認可 (一社) 日本調査業協会会員 ○○○○○調査業協会 会 長 日 本 太 郎 〒000-000 協会住所 ○○県○○市1-2-3 電 話 00-0000-0000 F A X 00-0000-0000
